

「宍道湖及び中海に係る第7期湖沼水質保全計画(素案)」に対するパブリックコメントの状況について

1 募集期間

令和元年10月29日～11月28日

2 意見数

2件

3 意見の内容と考え方

| No | ご意見の概要 | ご意見に対する考え方 |
|----|---|---|
| 1 | 今の護岸工事は宍道湖と陸地の境にブロックで堤防を築いている。だがその陸地と宍道湖の境界線に生物にとっての生き場、産卵場がある。生物の産卵場所を奪わないように、護岸工事は陸地の内側で実施すべきだ。 | ご意見のあった、生物の生息環境の確保については、計画書13ページの「(3)①湖内対策の推進」において、湖岸域の環境改善や生物の生息・成育可能な環境を再生し、湖の自然浄化機能の回復を図ることとしています。 |
| 2 | 治水対策のいわゆる3点セットのうち、尾原ダムと放水路は完成したが、大橋川の拡幅はどうしたのか | 大橋川改修事業は、国土交通省において、平成23年度に本格的な工事に着手し、現在も進められているところです。 |